

職需発 0418 第 2 号
令和 4 年 4 月 18 日

公益社団法人
全国民営職業紹介事業協会
会長 紀陸 孝 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公 印 省 略)

職業紹介事業報告及び職業紹介事業の取扱職種の範囲における
職業分類等の取扱いについて

標記について、令和 4 年 4 月 14 日付け職発 0414 第 6 号「厚生労働省編職業分類の改定について」（以下「局長通達」といいます。）を踏まえた対応を下記によることとしますので、会員企業に対する周知等に特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 職業紹介事業報告について

有料・無料職業紹介事業報告書について、取扱業務等の区分を厚生労働省編職業分類（平成 23 年版）における中分類の区分により記載するものとしているところですが、令和 5 年度事業報告（提出時期が令和 6 年 4 月 30 日までの報告）から、局長通達による改定後の職業分類における中分類の区分（以下「改定後の区分」といいます。）により取扱業務等の区分を記載した報告書の提出をお願いするとともに、会員企業に対する周知をお願いいたします。また、上記取扱いについては、今後、職業紹介事業の業務運営要領の改正を予定しています。

2. 職業紹介事業の取扱職種の範囲について

職業紹介事業者等（許可申請者を含みます。）が取り扱う職種の範囲を定める場合、厚生労働省編職業分類（平成 23 年版）の中分類の区分により取扱職種名を記載して届け出るものとしているところですが、既に届け出られた取扱職種名について、改訂後の区分への変更を届け出る必要はありません。取扱職種名の届出における改定後の区分による届出の開始時期については、今後、職業紹介事業の業務運営要領の改正をもってお知らせします。

【担当】

需給調整事業課職業紹介事業係 川越、久田（電話 03-3502-5227）